

令和7年12月18日

宗像市議会

議長 岡本 陽子 様

社会常任委員会

委員長 上野 崇之

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第 93 号議案	宗像市コミュニティ・センター吉武会館の指定管理者の指定について
第 94 号議案	宗像市コミュニティ・センター赤間会館の指定管理者の指定について
第 95 号議案	宗像市コミュニティ・センター赤間西会館の指定管理者の指定について
第 96 号議案	宗像市コミュニティ・センター自由ヶ丘会館の指定管理者の指定について
第 97 号議案	宗像市コミュニティ・センター河東会館の指定管理者の指定について
第 98 号議案	宗像市コミュニティ・センター南郷会館の指定管理者の指定について
第 99 号議案	宗像市コミュニティ・センター東郷会館の指定管理者の指定について
第 100 号議案	宗像市コミュニティ・センター日の里会館の指定管理者の指定について
第 101 号議案	宗像市コミュニティ・センター玄海会館の指定管理者の指定について
第 102 号議案	宗像市コミュニティ・センター池野会館の指定管理者の指定について
第 103 号議案	宗像市コミュニティ・センター岬会館の指定管理者の指定について
第 104 号議案	宗像市コミュニティ・センター大島会館の指定管理者の指定について

この12議案は、12地区のコミュニティ・センターの指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。関連があるため、一括して審査を行った。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 各地区コミュニティ・センターは、地域住民のコミュニティ活動の拠点施設であって、地域住民が自主的に組織した団体に管理運営を委ねることを目的として整備されたことから、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である各地区コミュニティ運営協議会は、各地域の特性に応じた様々な地域資源を活用した来館者増加につながる取組も継続して実施し、コミュニティ活動の拠点施設としての機能をさらに向上させるために創意工夫をしながら積極的に取り組んでいることから、市は、各地区コミュニティ運営協議会が指定管理者として適当であると判断した。指定の期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までである。
- コミュニティ運営協議会の負担を減らすため、事業や組織等の見直しに着手している。また、担い手不足が課題となっているため、今後はこれまで進めてきた活動の充実よりもそれぞれのコミュニティ運営協議会に応じた適正な活動量を目指していく。

### 【審査結果】

委員会は、12議案全てを全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 105 号議案 宗像市体育施設の指定管理者の指定について**

宗像市体育施設の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 概要は次のとおりである。

(1) 施設の名称 宗像市体育施設

(2) 団体の名称等 一般社団法人宗像市スポーツ協会  
会長 釜瀬 計

宗像市稻元五丁目 2 番 1 号

(3) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 本施設（宗像市民体育館、宗像市弓道場、宗像勤労者体育センター、宗像市玄海 B & G 海洋センター、宗像市運動広場）は、利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが、最も事業効果が期待できること等から、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である同法人は、これまでの複数施設の一元管理の実績や、傘下の単位協会と連携したスポーツ大会や教室の開催、利用者間の調整や利用者に寄り添った要望、意見の取り入れ等の実績などがあることから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。

3 窓口対応におけるサービス向上のために研修を実施している。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 106 号議案 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者の指定について**

宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターの指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 概要は次のとおりである。

(1) 施設の名称 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センター

(2) 団体の名称等 公益財団法人宗像ユリックス  
理事長 谷井 博美  
宗像市久原 400 番地

(3) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 宗像ユリックス総合公園及び宗像総合市民センターは、文化・芸術及び市民活動の拠点施設であり、市が、その目的のために政策的に出資・支援する団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できること等から、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である同法人は、これまで 20 年にわたり市の政策と連携した事業を実施し、にぎわいの創出や住民福祉の向上に大きく寄与するとともに、新たな事業展開によりコロナ禍前を上回る

来場者数を達成するなど顕著な成果を上げていることなどから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。

- 3 令和5年度、令和6年度はコロナ禍前を上回る来場者数を達成しているものの、物価高騰等による光熱費や燃料費の増加、施設の老朽化による修繕費等の増加により赤字が拡大するなど、同法人の財政状況は厳しいものとなっている。そのため、次期指定管理業務仕様書においては、現在約70%である施設稼働率の向上やモニタリングの徹底、収支改善の取組、協賛金等外部資金の確保など、同法人の経営改善に直結する取組を要求水準として位置づけている。
- 4 次期指定管理期間中に、本館の特定天井耐震化大規模改修工事の実施を予定しており、令和10年、令和11年頃にハーモニーホールとイベントホールを交互に閉鎖して改修工事を実施する予定となっている。多くの利用者に影響が及ぶため、早期に既存の利用者に周知を行っていく。また、アクアドームについては老朽化が進んでいるため、今年度中に軸体の調査を終え、次年度に施設の今後の方針を決定する。なお、アクアドームのトレーニングジムの機器については、今後更新は行わず、スタジオで行うトレーニングプログラム等で対応していく。
- 5 令和4年度、令和5年度に実施した民間事業者によるアドバイザリーで培った成果が職員に引き継がれており、ユリックスの魅力向上や来場者の増加、経費削減につながる様々な取組が実施できている。

### 【意見】

(賛成意見)

- ・様々な集客のできる企画を実施しており、約70%の稼働率を達成していることを評価する。さらに稼働率を上げ、多くの市民が集まる憩いの場となるようにしてほしい。また、テニスコートはウェブ予約ができるようになったことでさらに多くの方が利用できるようになったため、周知等を行い利用者の増加に取り組んでほしい。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第107号議案 字の区域の変更について

釣川を隔てて分かれている深田の飛び地について、自治会からの要望を受け、土地の管理を明確にするため、字の区域を変更することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

住所が深田であるものの、釣川を隔てて吉田区に隣接していることから、これまで吉田区が管理していた区域について、管理が煩雑であるため、地権者及び管理者全員の同意を得た上で自治会から区域変更の要望があった。これを受け、深田の区域の一部を吉田に変更するものである。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 108 号議案 宗像地区事務組合規約の変更について**

宗像地区事務組合の共同処理する事務について、し尿処理場の管理運営に関する事務及び清掃事業の相互連絡調整に関する事務を廃止することに伴い、宗像地区事務組合規約を変更する必要が生じたため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像地区事務組合のし尿処理場の廃止に伴い、し尿処理場の管理運営等に関する規定を削る。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 109 号議案 宗像市大島福祉センターの指定管理者の指定について**

宗像市大島福祉センターの指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 概要は次のとおりである。

(1) 施設の名称 宗像市大島福祉センター

(2) 団体の名称等 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会  
会長 吉田 善仁

宗像市久原 180 番地

(3) 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 宗像市大島福祉センターは、利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが最も事業効果が期待できることから、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である同法人は、開館当初から当該施設の管理を担っており、これまで適切に施設の管理運営、通所サービス事業等を行い運営のノウハウを十分に有していることから、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第 110 号議案 宗像市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について**

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、条例を制定するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 令和8年度からこども誰でも通園制度が新たな給付制度として本格実施されることに伴い、事業実施のために市による確認の手続が必要となることから条例を定めるものである。
- 2 市では令和7年9月からモデル事業を2園で実施しており、利用認定者数は12月1日時点で50人、利用人数は9月からの3か月間で延べ26人となっている。今後、利用状況に合わせて受け入れのできる園を増やしていく方針であり、導入を検討している園に対して助言や情報提供などの伴走支援を行っていく。

### **【意見】**

(賛成意見)

- ・伴走支援以上に財政支援も検討してほしい。現場の保育士の声を酌み取り、施策に反映するような努力もしてほしい。

(反対意見)

- ・本制度を利用して初めて保育所等へ来る子どもへの個別対応をしていると、全体に目が行き届かなくなるのではないかと危惧する。また、保護者が直接園に申し込むやり方では市町村の関わりが大きく後退するという点や、保育中の事故がゼロ歳児から2歳児までに集中していることから、保育の質の担保ができなくなるのではないかという点を指摘する。

### **【審査結果】**

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

## **第111号議案 宗像市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について**

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 地理的、文化的、自然的な諸条件に恵まれない山間地や離島などの地域において実施する特例保育を行う事業者がこども誰でも通園制度を実施する場合、通常の保育と同様に認可保育所等に適用される設備及び職員に関する基準の適用を除外するものである。
- 2 本市では宗像市立大島へき地保育所が実施する保育が特例保育に該当する。

### **【審査結果】**

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

## **第112号議案 宗像市立大島へき地保育所条例の一部を改正する条例について**

入所資格年齢の引下げ及び第3子以降の子どもに係る保育料の無償化に伴い、条例の一部を改正するものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 1歳児からの保育を求める地域の意見を踏まえ、保育計画及び職員体制が整ったことから、4月1日時点における入所資格年齢の下限を2歳から1歳に引き下げる。
- 2 福岡県第3子以降保育料無償化事業の実施に伴い、宗像市立大島へき地保育所においても第3子以降の保育料の無償化を拡充する。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## **第113号議案 宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定について**

宗像市立大島へき地保育所の指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものである。

### **【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 概要は次のとおりである。
  - (1) 施設の名称 宗像市立大島へき地保育所
  - (2) 団体の名称等 社会福祉法人紅葉会  
理事長 佐藤 剛たけし  
福岡市東区原田二丁目15番18号
  - (3) 指定の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで
- 2 宗像市立大島へき地保育所は、利用者の利益の保護を最優先に考慮した場合、従来の管理者の経験・事業実績等を生かすために、引き続きその管理者に施設の管理運営を委ねることが最も事業効果が期待できることから、指定管理者の選定を非公募としている。現指定管理者である同法人は、第1期から現在まで安定した管理運営を行い、専門性を生かした質の高い保育を実践しているほか、保護者及び地域住民から高い信頼を得ていることを踏まえ、市は、同法人が指定管理者として適当であると判断した。
- 3 同法人は地元雇用に力を入れており、悪天候で渡船が欠航した場合でも対応ができる体制を構築している。

### **【意 見】**

(賛成意見)

- ・事業者の努力によって保育所の運営が守られている。今後、児童数の減少が予想されている中、大島への移住を進める上でも、ゼロ歳児の受入れも検討してほしい。

### **【審査結果】**

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。